

## 支援指針、推進計画の基本的枠組み

	「地域づくり活動支援指針」	「県行政参画・協働推進計画」
策定の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民の自発的で自律的な意思による「地域づくり活動」の広がりに向けて、県としての基本的な支援方を明らかにする。（条例第6条）</li> </ul> <p>県民の自主性を尊重しつつ、広域自治体である県として、市町や中間支援組織等との適切な役割分担と連携のもと、県民の地域づくり活動を支援する施策を展開するための基本的な考え方や展開方向を示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「県行政への参画と協働」を推進するための基本的な考え方や展開方向を明らかにする。（条例第8条）</li> </ul> <p>「参画と協働」を推進するためのチャンネル(手法)と、その効果的な運用を図るための「参画と協働」のスタイルやしくみを提示する。</p>
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域づくり活動の支援方を展開するための指針となる。</li> <li>・ 県民の地域づくり活動の展開を促すとともに、市町や中間支援組織等が、地域づくり活動を支援する際のガイドラインともなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参画と協働による県行政推進の総合的な指針となる。</li> <li>・ 県民が県行政へ参画・協働する場面としくみを明らかにする。</li> </ul>
計画期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成15(2003)年度～平成17(2005)年度の3カ年とする。（3年後の見直し時期、全県ビジョン推進方策の計画期間に対応させる。）</li> </ul>	
推進の評価・見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年、参画と協働に関する施策の実施状況を明らかにする「年次報告」を作成する。</li> </ul>	
条例の規定(要約)	<p>第6条 活動に必要な情報提供及び相談に応ずる仕組みの整備 活動に必要な知識及び技能の習得機会の提供 活動及び県民の交流の拠点の確保 活動を支える人材の確保及び資金調達並びに活動を行う県民相互の連携支援 その他、活動を支援するために必要な措置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 地域づくり活動支援指針の策定</li> <li>3 地域づくり活動支援指針に県民意見を反映するための措置</li> <li>4 地域づくり活動支援指針の策定にあたり、県民生活審議会での審議</li> <li>5 地域づくり活動支援指針の公表</li> <li>6 前2項の規定は、地域づくり活動支援指針の変更に準用</li> </ol>	<p>第8条 情報公開の推進 政策形成に県民が参画する機会の確保 県事業と県民の地域づくり活動を共同実施する機会の確保 政策の評価・検証に県民が参画する機会の確保 その他、県行政における参画と協働の機会の確保</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 県行政参画・協働推進計画の策定</li> <li>3 第6条第3項から第6項までの準用</li> </ol>